

GATSBY GOLF CLUB 研修会 会則

第1条 名称

本会はGATSBY GOLF CLUB研修会と称する。

第2条 目的

本会はゴルフを通じ会員相互の親睦を計ると共に会員として品位、技術の両面にわたる質的向上を以って、クラブを代表する選手の育成を目的とする。

第3条 事業

本会は前条目達成の為、次の事業を行う。

- 1 定例による研修会競技の開催。
- 2 その他、本会の目的達成に必要な事項。(他クラブとの親睦交流対抗試合等)
- 3 研修会競技の競技記録は、クラブ公式記録に準用する。
- 4 本会の事務局はGATSBY GOLF CLUB内に置く。(担当：佐藤氏)

第4条 入会資格

- ① GATSBY GOLF CLUBの会員である事。
- ② クラブハンディキャップが13.9以下とする。
- ③ 研修会員2名以上の推薦を必要とする。
- ④ 会員からの申し出により、休会を認める。但し、休会期間は1年間を限度とする。
- ⑤ 退会者の再入会は、会員資格保有者に限り再入会を認める。

第5条 本会は次の役員を置く。

監査1名 会長1名 会長代行2名 副会長4名 事務長1名 副事務長1名
事務係10名

第6条 役員の職務

- 1 会長及び会長代行は、本会を代表して会務を統括する。
- 2 副会長他は、職務に従い、会の運営に関し任務を担当する。

第7条 役員の選出

会長は会長代行と協議の上、他の役員を選出する。

第8条 役員の任期

- 1 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 任期満了といえども、後任が決まるまではその職務を遂行する。
- 3 次期役員は顧問と会長に一任する。

第9条 総会

- 1 本会は1月に年次総会を開催し、それぞれの構成する者の過半数(委任状も含む)の出席を以って成立し、会議の決議は出席者の過半数を以って成立する。
- 2 臨時総会は、必要に応じて会長が召集する。
- 3 総会は、原則として会長が議長を務めるが会長不在の場合、会長の認の上会長代行が議長とする。
- 4 年次総会に於いて、前年度の会務報告と当該年度の会務決議を行う。

第10条 経費

本会の会議、事業に要した費用は、その都度細則に従い負担するものとする。

第11条 連絡

- 1 会議、議事録の作成は担当幹事が行う。
- 2 定例研修会等の案内はクラブ側が作成し会員に通達する。

第12条 年会費

- 1 本会員は細則に定める年会費を納入しなければならない。
- 2 年会費は1月の総会時に納入を原則とする。
- 3 年会費は振込、若しくは GATSBY G.C フロント佐藤氏に納入する事も出来る。

第13条 会計及び会計年度

- 1 会計は担当幹事が務める。
- 2 会計年度は毎年1月1日より12月31日迄とする。

第14条 倶楽部対抗戦及び対外試合等のキャプテンの選出

キャプテンは、研修会会長が行なうものとする。
また、会長が忙しい場合は、会長代行・副会長が行うものとする。

第15条 会則の変更

本会の会則を変更する場合は役員会の決議を必要とする。

制定 平成23年6月16日

改定 平成23年9月16日

改定 平成25年11月3日

GATSBY GOLF CLUB 研修会 細則

- 1 倶楽部対抗競技の選手は、本会員とし研修会競技成績による選考により選出する。(A 6 名以上、B 6 名)
また他倶楽部等の親善対抗試合競技に出場する場合も本会会員により選出する。
- 2 本会は毎年 1 月に総会を開催し、前年度の運営、事業、収支予算報告ならびに次年度の事業計画、
予算について審議する事とする。
- 3
 - 1 年会費は 15,000 円とし全額前納とする。
 - 2 年度内に退会しても返金はしないものとする。
 - 3 年度途中に入会の場合は月割りにて年会費を納入するものとする。
 - 4 退会しても再入会は認める。
- 4 次の事項に該当する場合、会長、会長代行はこれを戒告、競技出場
停止、或は退会を勧告する。
 - A 本会の会則及び細則に違反した者
 - B 本会の名誉を傷つけ、または秩序を乱した者
 - C その他研修会会員として不適合と認められた者
 - D 年会費未納の者
- 5 研修会参加費
 - A 参加費は無しとする。
 - B 罰金として研修会競技成績ネットスコア、パープレーで 1 打越える毎に 2 0 0 円を徴収する。
上限を 1,000 円とする。
 - C 原則として罰金は研修会費用、倶楽部対抗試合の練習費用や研修会会員の親睦費用の為に使用する。
- 6 表彰
 - 1 定例研修会競技に於いて成績ネット 1 位から 3 位を表彰する。
タイが生じた場合、①ローハンディ②年令順で順位決定する。
 - 2 ベストグロスの者を表彰する。
- 7 定例研修会競技開催日
 - A 毎月第 3 日曜日とする。
 - B 組合せは研修会で決定する。